

# 海外における関連施策 (未定稿)

# グリーン調達

- 米国 EPA グリーン調達プログラム
- 英国 持続可能な調達行動計画
- EU グリーン公共調達
- フランス 持続可能な公共調達に関する国家行動計画
- ドイツ
- オランダ 持続可能な公共調達
- スウェーデン グリーン公共調達に関するスウェーデン国家行動計画
- デンマーク デンマークグリーン調達(行動計画)
- 中国
- 香港 MSW管理のための政策枠組
- 台湾 政府グリーン調達法



# 米国EPA グリーン調達プログラム (Environmentally Preferable Purchasing, EPP)

## <経緯と概要>

- 1998年「廃棄物回避、リサイクル、連邦調達を通じた政府のグリーン化」(大統領令13101号)により、連邦政府におけるグリーン調達の枠組みを定めると共に、EPAにグリーン調達に関するガイドラインの策定を、要求。
- 同年、EPAにより「グリーン購入に関する最終ガイド」が策定され、連邦政府機関、州、地方機関の各物品調達を本ガイドラインに沿った形で修正するよう、求めた。
- 米国連邦機関の年間支出額は3,500億ドルにのぼり、一定の影響を与えることが期待されている。

## <原則>「グリーン購入に関する最終ガイド」における原則

原則1	環境＋価格＋性能＝EPP 環境への配慮は、製品の安全性、価格、性能、入手可能性といった、通常の調達決定の要素の一部となること。
原則2	汚染予防 人間の健康や環境にあたえうるリスクをなくす観点から、汚染予防の原則に立つこと。
原則3	ライフサイクルの観点/多様な側面 ライフサイクルの観点から、製品やサービスの環境影響を鑑みること。
原則4	環境影響の比較 異なる環境影響(水とエネルギーなど)について、回復可能性、影響の地理的広がり等の観点から考慮すること。
原則5	環境性能に関する情報 包括的、正確かつ意味のある環境性能情報に基づき、商品やサービスの選定を行うこと。

<対象製品・サービス>グリーン調達ガイドに指定された製品・サービスの品目数は、合計314品目に上る。OA機器等には、エネルギースターが調達基準として指定されている。

建設	43	交通規制	7	造園	8	鉄道建設	3
建物内部	6	建物外部	17	オフィス紙製品	35	印刷	2
オフィス非紙製品	11	OA機器	24	冷却機器・AC	18	再生可能エネルギー	8
車両	16	公園・レクリエーション	7	清掃	21	カフェテリア	16
揮発油等	18	その他	54				






# 米国EPA グリーン調達プログラム (Environmentally Preferable Purchasing, EPP)

## <ツール例: EPEAT >

- EPP関連の法規制で定める基準に適合する商品を検索し、比較するための様々なツールが利用可能である。
- 一例として、電子製品の購入に際しては、EPEAT (Electronic Products Environmental Assessment Tools) という電子製品環境アセスメントツールがある。EPEATには、一定の規格を満たした、PC製品 (デスクトップ、ノートブック、PCモニターなど) が登録されている。登録数は、2,508製品におよぶ (2011年5月時点)。
- 連邦政府機関は、電子機器製品の購入に際し、EPEATに登録されている製品については、調達する製品の95%以上をEPEAT登録製品とするよう、義務付けられている (Executive Order 13423)。州政府によるEPEAT利用も進んでいる。
- EPEATに登録されるPC製品は、IEEE1680の基準を満たすものに限られる。
  - ✓ IEEE1680とは、IEEE (米国電気電子技術者協会) が環境保護庁 (EPA) の協力のもと2006年3月に策定した、PC製品の環境評価基準
- なお、現在では下記のような対象商品への拡大を検討。
  - ✓ IEEE1680.2: プリンター等
  - ✓ IEEE1680.3: テレビ
- IEEE1680の基準には、必須基準23項目と、オプション基準の8分野28項目があり、登録される製品は、オプション基準をどこまで満たすかにより、3段階に分けて登録される。
  - ① ブロンズ: 必須基準のみ適合
  - ② シルバー: 必須基準+オプション基準を50%以上に適合
  - ③ ゴールド: 必須基準+オプション基準を75%以上に適合
- EPEAT登録製品は、米国以外の国の政府調達基準に対する適合の可否も、分かるようになっている。

EPEAT登録製品数

EPEAT Quick Search Tool				
For Products Registered in <input type="text" value="United States"/>				
				Totals
	BRONZE	SILVER	GOLD	
Desktops	<u>1</u>	<u>75</u>	<u>126</u>	<u>202</u>
Displays	0	<u>333</u>	<u>286</u>	<u>619</u>
Integrated Desktop Computers	0	<u>50</u>	<u>23</u>	<u>73</u>
Notebooks	<u>48</u>	<u>618</u>	<u>897</u>	<u>1563</u>
Tablets	0	0	0	0
Thin Clients	0	<u>21</u>	<u>3</u>	<u>24</u>
Workstation Desktops	0	0	<u>18</u>	<u>18</u>
Workstation Notebooks	0	<u>2</u>	<u>7</u>	<u>9</u>
<b>Total:</b>	<b><u>49</u></b>	<b><u>1099</u></b>	<b><u>1360</u></b>	<b><u>2508</u></b>

出典: <http://www.epeat.net/>



# 英国 持続可能な調達行動計画

## (UK Sustainable Procurement Action Plan, SPAP)

### <経緯と概要>

- 2007年、SPAPを開始。持続可能な購入について、5段階のレベルを設定(レベル1:基礎レベル～レベル5:先導レベル)。中央省庁に対して、レベル1を義務とし、2012年までにレベル3、2015年までにレベル5を満たすように求め、毎年進捗報告を実施。中央省庁以外の政府機関については、2012年までにレベル1、2015年までにレベル5を満たすように求める。
- 2010年、調達基準を”Government Buying Standard”(旧”Quick Wins”,2003年-)としてリニューアルし、本基準を満たす調達を政府関連機関に義務付け。
- 2011年2月、政府の運営と調達のグリーン化に関する新しい目標(2015年)が設定される。政府のCO2排出量を2009年比で2010年度に10%、2015年までに15%削減することを目標としており、この中で政府のグリーン調達について、下記の目標が定められている。
  - 政府はより持続可能、効率的な製品を購入することとし、サプライチェーンにおける供給者が自らの環境影響を軽減することを支援する。
  - このために、中央省庁の契約の中に、Government Buying Standardを盛り込む。また、CO2(いずれは水、廃棄物についても)に関するデータを公表する。

<対象製品・サービス> 下表の9製品・サービスグループに属する58品目が対象となっている。

清掃用品	洗濯洗剤、食器用洗剤
紙、封筒	紙、コピー用紙、グラフ用紙、一般用封筒、メール使用封筒、雑誌、ティッシュ
オフィス機器	PCモニター、デスクトップ、インクジェット機器、ラップトップ、プリンター、スキャナー等
建設	エアコン、中央熱源システム、熱電併給(CHP)、照明、大規模ボイラー、ペンキ等
運輸	車両
家具	木材
電気機器	食器洗浄機、電子レンジ、冷蔵庫、テレビ、乾燥機、ビデオ、ドライヤー等
織物	綿、ウール、ポリマー
園芸	土壌製品



# EU グリーン公共調達 (Green Public Procurement, GPP)



## <経緯と概要>

- 2001年、欧州委員会より「環境に配慮した調達ガイドライン」が示される。
- 2004年、公共工事契約・公共供給契約・公共サービス契約の手順に関する指令、水・エネルギー・運輸・郵便分野における事業者の調達手順に関する指令において環境に配慮した公共調達のありかたが示される。
- 2008年、欧州各国でGPPが定めるレベルでのグリーン調達が進まない現状を受け、2010年までに全入札手続きの50%をGPP基準を満たすものにするという目標を、アクションプランとして掲げる。
- 欧州の公共調達市場規模は、年間2兆 (EUのGDPの17%) で、公共調達における社会・環境配慮が重要項目とされる。

<基準の策定方法> 各製品・サービスにかかる基準は、エコラベルとのシナジーを高める目的で、ほぼ同一の審査プロセスをとっている。基準の策定は、欧州委員会傘下のJoint Research Centreが担っている。

<対象製品・サービス> 下表の18製品・サービスグループに属する45品目が対象となっている。



出典: EC HP

コピー用紙、グラフ用紙	清掃製品・サービス	OA製品
建設	交通	家具
電気	食べ物・ケータリングサービス	織物
園芸用品・サービス	断熱	床フロア
窓、ガラス張りのドア、天窗	壁	熱電併給 (CHP)
道路建設と交通標識	電灯と信号	携帯電話



## その他EU加盟国政府(仏、独、蘭)

国名	政策名	開始年	制度概要	対象品目数
フランス	持続可能な公共調達に関する国家行動計画 (National action plan on sustainable public procurement)	2007	<ul style="list-style-type: none"> <li>政府機関に対してグリーン購入の枠組みを示した自主的な行動計画。</li> <li>対象製品は、環境・エネルギー管理庁(ADEME)により策定されたガイドライン等によって、認定される。</li> <li>仏政府の調査によると、2008年の公共調達契約のうち、環境配慮に関する条項をいれていた契約数は、全体の2.1% (9万ユーロ相当)にとどまる。</li> <li>2010年より、中央省庁に進捗を報告させ、最も進捗の進んだ省庁にボーナスを、進まなかった省庁にペナルティを与える制度を導入。</li> </ul>	20製品グループ /20品目
ドイツ	—	—	<ul style="list-style-type: none"> <li>ドイツでは政府レベルでのグリーン購入の枠組みは存在していないが、いくつかの法規制や行動計画で、政府機関のグリーン購入が促進されている。</li> <li>2002年の国家持続可能性戦略にて、持続可能な調達に関して、製品基準を策定するよう要求。環境・自然保護・原子力安全省は、エコラベル(Blue Angel)をベースに、製品基準を制定。その他、木材や省エネ製品に関する政府調達規制が策定されている。</li> <li>経済技術省のグリーン購入タスクフォースが進捗を調査。</li> </ul>	19品目
オランダ	持続可能な公共調達 (Sustainable Public Procurement, SPP)	2006	<ul style="list-style-type: none"> <li>SPPは、中央政府および200を超える市町村や公共機関が自主的に参加する取組で、中央政府は2010年までに、それ以外の組織は2015年までに100%持続可能な公共調達を目指す取組である。住宅国土計画環境省(VROM)管轄。</li> <li>目標達成の進捗について、VROMが2年ごとに調査。2008年には契約金額ベースで、中央政府は約50%、その他公共機関は約40%、目標を達成。</li> <li>製品基準は、Dutch Agentschap(旧SenterNovem)が策定。</li> </ul>	52製品グループ /数百品目

出典: AEA(2009) "Assessment and Comparison of National Green and Sustainable Public Procurement Criteria and Underlying Schemes"



## その他EU加盟国政府(スウェーデン、デンマーク)

国名	政策名	開始年	制度概要	対象品目数
スウェーデン	グリーン公共調達に関するスウェーデン国家行動計画 (The Swedish Action Plan for Green Public Procurement)	2007	<ul style="list-style-type: none"> <li>スウェーデンは、1998年より、グリーン公共調達委員会を発足し、検討を開始。2003年よりグリーン公共調達のためのツールを作成し、2007年に包括的な国家計画を策定。計画は、スウェーデン環境庁(EPA)が管轄。</li> <li>製品基準は、Swedish Environmental Management Councilが策定。気候変動、大気汚染、汚染物質など16の環境影響評価基準を含んでいる。</li> <li>2009年のEPA調査によると、政府機関の82%が調達に関する環境配慮ポリシーを策定、55%が環境配慮目標を定めている。</li> </ul>	10製品グループ /32品目
デンマーク	デンマークグリーン調達(行動計画) (Green procurement in Denmark(Action Plan))	2008	<ul style="list-style-type: none"> <li>デンマークは、1991年よりグリーン公共調達に関する検討を開始。1997年、グリーン調達ガイドラインを策定。2008年、行動計画を策定。計画は、デンマーク環境庁(EPA)が管轄。</li> <li>中央政府による調達は、財務省下にある国家調達オフィスを通じて行うように義務付けられている。同オフィスでは、12製品グループ/20品目を取り扱っている。</li> <li>地方政府による調達は、National Procurement Ltd. (1994年設立、公共機関に代わって、企業と契約を締結するサービスを提供する企業)を通じて行うことが可能。</li> <li>EPAは自主的な製品基準も策定。</li> <li>欧州委員会の2009年調査によると環境配慮項目を含んだ公共調達契約数は全体の42%、契約金額ベースでは全体の59%である。</li> </ul>	12製品グループ /20品目(義務)、46製品(自主)

出典: AEA(2009) "Assessment and Comparison of National Green and Sustainable Public Procurement Criteria and Underlying Schemes"





# アジア(中国、香港、台湾)

国名等	政策名	開始年	制度概要	対象品目数
中国	—	2005、2007	<ul style="list-style-type: none"> <li>2005年より中央政府当局及び地方政府に対し、“Green Procurement List on Energy-Saving Products”に基づき、省エネラベル付製品の優先的購入を義務づけ。(2007年以降全レベルの政府機関に対象拡大)</li> <li>2007年より中央政府当局及び地方政府に対し、“Green Procurement List for Environmental Labeling Products”に基づき、タイプIエコラベル付製品の優先購入を義務づけ。(2008年以降全レベルの政府機関に対象拡大)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Energy-Saving Products: 33製品グループ/1万品目以上</li> <li>Environmental Labeling Products: 24製品グループ/1万品目以上</li> </ul>
香港	廃棄物管理のための政策枠組 (A Policy Framework for the Management of Municipal Solid Waste)	2005	<ul style="list-style-type: none"> <li>1998年に施行された “Waste Reduction Framework Plan”において、廃棄物管理イニシアティブの中核戦略として、グリーン調達を位置づけ。</li> <li>2000年、“Stores and Procurement Regulation”を改正し、製品の選択・購入に際して、リサイクル性、エネルギー効率等を可能な限り配慮することを明記。</li> <li>2005年、香港特別行政区政府は“A Policy Framework for the Management of Municipal Solid Waste (2005-2014)”において、グリーン購入政策の構築・採用を宣言。(2010年、政府省庁の一般的な調達製品のgreen specificationを定義)</li> </ul>	17製品グループ/103品目
台湾	政府グリーン調達法 (Government Green Procurement Act)	1999	<ul style="list-style-type: none"> <li>1999年、“Government Green Procurement Act”において、グリーン調達条項(96条)を採択。</li> <li>2001年、“Action Plan for Implementing Green Procurement by Government Agencies”を公布し、指定製品カテゴリー及び年間調達目標を明記。同計画では、グリーン調達プログラムを以下の2つの期間に区分。 <ul style="list-style-type: none"> <li>⇒推進期間(2001年7月～12月): 中央政府当局及び2大都市(台北市、高雄市)政府のみを対象とし、グリーン調達目標30%に設定。</li> <li>⇒正式導入期間(2002年1月～): 中央政府、市県政府機関の他、国営企業、公立学校・病院等へと対象を拡大とし、グリーン調達目標50%に設定。(調達目標は段階的に引き上げ、2008年は85%)</li> </ul> </li> <li>プログラムは、全レベルの政府機関に対して義務づけられており、各機関は台湾環境保護庁(TEPA)に毎年2月と8月に報告を行う。</li> <li>同プログラムのもと、Green Mark Type-I エコラベリングプログラムを実施。(認定製品数は、2002年の576品目から2008年には876品目に拡大)</li> </ul>	44製品グループ



## アジア(韓国、タイ)

国名	政策名	開始年	制度概要
韓国	韓国グリーン調達法 (Korean Green Purchasing Law)	2005	<ul style="list-style-type: none"> <li>2004年に“Korean Green Purchasing Law”を採択、翌2005年より施行。同法では、環境省に対して、①エコ製品購入ガイドラインを公表(毎年)し、②公的機関の購入計画・実施の発表を確実にし、③購入実績を毎年報告することを義務付けている。</li> <li>政府機関は、指定された製品カテゴリーからグリーン製品の優先的購入を求められるが、グリーン製品の特定には“Eco-labeling Mark”と“Good Recycle Mark”が用いられる。</li> <li>2005年のグリーン購入法施行以降、韓国公共部門のグリーン調達にかかる支出は大幅に増大。(2004年の約2.6億ドルから2008年には約17.8億ドルに増大)</li> </ul>
タイ	国家グリーン調達計画 (National Green Procurement Plan)	2008	<ul style="list-style-type: none"> <li>2005年、汚染管理局と天然資源環境省は、環境にやさしい製品・サービスのガイドラインを策定し、政府機関に対し、グリーン調達の実施を奨励。</li> <li>2008年、“National Green Procurement Plan”を閣議決定により承認し、政府部門に対し同計画の実施を求めた。(2010年には、78%の政府機関が参加、2009年の環境にやさしい製品・サービスの調達率は、目標の30%に対し59.9%を達成)</li> <li>同プログラムでは、製品基準として“Thai Green Label Scheme”や“Energy Efficiency Label”を採用している。</li> </ul>

# 環境ラベル

- 米国 グリーンシール
- 米国 エネルギースタープログラム
- EU エコラベル
- ドイツ ブルーエンジェル
- 北欧諸国 ノルディックスワン
- ニュージーランド 環境チョイス
- タイ タイグリーンラベル
- 中国 テンサークル



# 米国グリーンシール (Green Seal)

## <制度の概要>

- 1989年、NPO団体Green Sealが運用を開始。
- Green Sealによって認定された商品・サービスに対して、ラベルの使用を認めるもの。ラベルには環境負荷が少ないことを示す内容のコメントをつける。

## <対象品目>

- 対象品目は、商品・サービスによる環境影響の大きさや、その類型に分類される商品数を考慮して選定される。2011年5月20日時点で計31のスタンダードがあり、下表の10製品・サービスグループに属する215品目が対象となっている。(2011.6.2, Green Sealよりヒアリング)

家庭用品	建設資材・機器	塗料・塗装	印刷・筆記用紙	ペーパータオル・ナプキン・ティッシュペーパー
食品包装	業務用清掃製品	ハンドソープ・洗剤	商用清掃サービス	ホテル・宿泊施設

## <認定数>

- 2011年5月20日時点の認定商品・サービス数は、3,550となっている。(2011.6.2, Green Sealよりヒアリング)

## <基準>

- クライテリアは、原材料の採取、又は天然資源の産出から最終処分に至るプロセスにおける環境負荷を考慮して策定される。
- 共通的な基準は以下の通り。
  - ✓ 商品ごとのクライテリア(認定のための基準)を遵守すること。
  - ✓ 法規制に従うこと。
  - ✓ 安全基準はクライテリアに含まれていないため、決められた安全基準を守ること。等

# 米国エネルギースタープログラム (Energy Star Program)



## <制度の概要>

- 1992年、エネルギー消費効率の良い製品の導入促進を目指し、米国環境保護庁(EPA)が運用を開始した自主的プログラム。
- 1996年より、特定の製品カテゴリーについては米国エネルギー省(DOE)と連携を開始。(※日本では、プログラムの相互認証制度を日米間で締結し、1995年より経産省が国際エネルギースタープログラムとして運用開始)
- プログラムの米国内の認知度は80%以上あり、また、エネルギー消費及び光熱費の節減に成功している。(2010年だけで約180億ドル節減)

## <対象品目>

- 対象品目は、当初はコンピューターとモニターのみであったが、家電製品の他、新築住宅や商業ビル等へと対象を拡大。現在では、60以上の製品カテゴリーが対象。(※日本では、コンピュータ、プリンタ等のオフィス機器8品目のみ)

## <実績>

- 2010年の実績は以下の通り。
  - ✓ 製品: 米国民は、2010年に約2億の「エネルギースター」製品を購入。(2000年からの累計品数は約35億)
  - ✓ 住宅: 2010年、126,000戸の新築住宅が「エネルギースター」を獲得。(これまでに120万戸近くが獲得)
  - ✓ 商業用ビル: 2010年、6,200棟の商業用ビルが「エネルギースター」を獲得。(これまでに12,600棟以上が獲得)

## <基準>

- EPAは、以下の主要原則に基づき対象製品を選定。
  - ✓ 製品カテゴリーは、全米規模での顕著な省エネに貢献しなければならない
  - ✓ 認定製品は、エネルギー効率の向上に加え、消費者の求める製品性能・パフォーマンスを提供しなければならない
  - ✓ 認定製品がエネルギー効率に劣る従来品より高コストの場合、購入者が適正な期間内に光熱費の節減を通じてエネルギー効率向上に対する投資を回収できること
  - ✓ エネルギー効率は、複数の製造業者により提供された、広く適用可能で非独占的な技術により達成可能であること
  - ✓ 製品のエネルギー消費とパフォーマンスは、検査により測定可能で、検証可能であること
  - ✓ エネルギースターラベルは、消費者にとって製品を効果的に差別化でき、識別できること



# EUエコラベル(European Ecolabel “Flower”)



## <経緯と概要>

- 1992年に制度が確立し、1993年に開始された(2008年に一部改訂)。
- 環境影響が少ないと認められた商品・サービスに対してラベルの使用が認められる。食品、飲料品、薬品及び医療機器を除くすべての製品・サービスをカバーするよう、クライテリアが開発されつつある。
- EU15カ国+EEA合意署名国(ノルウェー、アイスランド、リヒテンシュタイン)が参加。
- EUエコラベルの取得は強制ではなく、あくまで企業の自主的な取得であり、貿易障壁とはならないとされている。

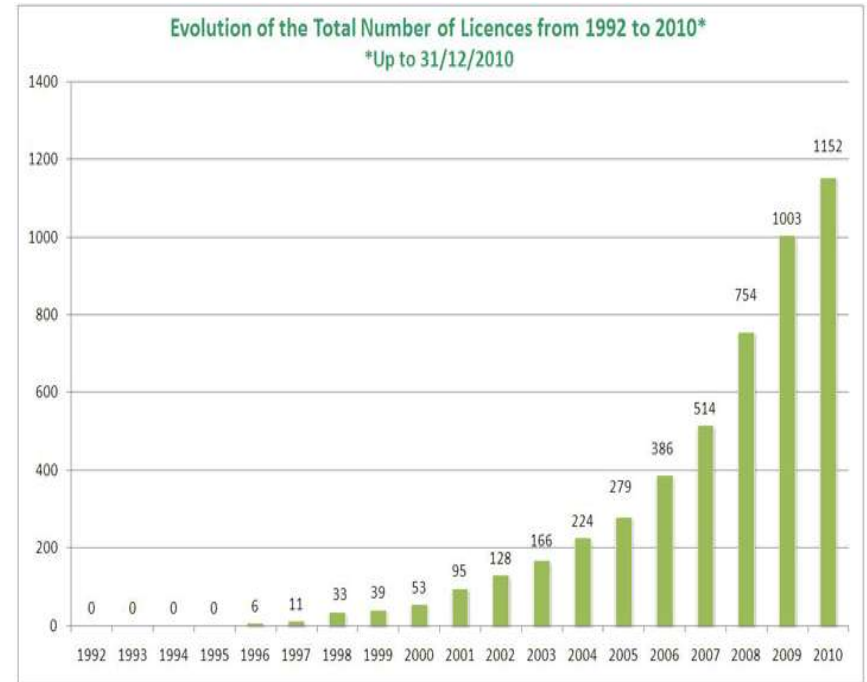
## <対象製品・サービス>

現在の商品類型(クライテリア開発済)は以下の通り。

商品類型	品目
清掃用品	万能洗剤/トイレ用洗剤、食器洗浄機用洗剤、食器用洗剤、洗濯洗剤、石鹼・シャンプー・コンディショナー
衣類	繊維製品、フットウェア
DIY用品	塗料・ニス
電化製品	パソコン(デスクトップ・ノート)、テレビ
床材	木製床材、繊維製床材、硬質床材
家具	木製家具
ガーデニング用品	生育培地・土壌改良材
家庭用器具	電球、ヒートポンプ
潤滑油	潤滑油
その他家財・家庭用品	マットレス
紙類	コピー用紙、ティッシュペーパー
サービス	キャンプ用施設、宿泊施設

## <認定数>

2010年末時点で、1,152品目が認定されている。



表及び図の出典: EC HP [http://ec.europa.eu/environment/ecolabel/index\\_en.htm](http://ec.europa.eu/environment/ecolabel/index_en.htm), 2011年6月現在

## <認定基準>

クライテリアは、原材料の採取から製品製造、製品の流通・最終処分に至るまでの一連のライフサイクルにおける環境負荷を考慮して策定されている。

出典: 環境省「環境ラベル等データベース」([http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/world/eu\\_eea.html](http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/ecolabel/world/eu_eea.html)) 等



# ドイツ ブルーエンジェル(The Blue Angel)



## <経緯と概要>

- 1978年に世界で初めて導入されたエコラベル制度で、連邦環境庁・ドイツ品質保証・ラベル協会(RAL)及び独立した意思決定機関である審査会(Jury Umweltzeichen)により運営されている。
- ブルーエンジェルは総合的な環境性能を認証する適合ラベルであるが、従来のラベルを改善し、「気候変動」、「健康」、「資源」、「水」の4つの主要保護目標を設定し各項目に重点をおいたラベル表示を追加している。

## <対象製品・サービス>

- 対象商品類型数は約100(認定品目がないものも含む。)、品目数約11,500。(2011年2月現在)
- 認定品目が多い商品類型としては、紙類(コピー用紙、トイレットペーパー)、床材関連商品(粘着剤含む)、PC機器(プリンター等)、リサイクル商品(紙・木材等)など。
- 約983社がラベル使用の契約を結んでおり、うち21%が海外企業。

## <認定基準>

- 右記の条件を満たす製品及びサービスに認定が与えられる。
- 認定基準は、LCAプロセスの環境負荷を考慮。
- なお、製造段階についての基準を設定することが非関税障壁(外国製品に対する参入障壁)となることを避けるため、製造段階での環境負荷が重要となるような商品は、原則として避ける方針が採られている。



### <基準>



- ✓ 他の製品と同等の機能を果たすこと。
- ✓ あらゆる側面の環境保護が考慮されていること。
- ✓ 環境にやさしい点で特徴づけられていること。
- ✓ その使用や安全性に問題がないこと。

## <浸透度・課題等>

- 政府が行った調査によると、回答者のうち76%がラベルを知っていると答え、39%が購入の際にラベルを考慮するとしている。
- ただし、ラベルの認知は40~69歳の年齢層に偏っており、若年層では低い傾向にある。
- また、ジェンダー間でも差異があり、女性の方が男性よりも購入の際にラベルを重視する傾向がある。





## その他エコラベル1(北欧委員会、ニュージーランド)

国名	ラベル名・ラベル	開始年	制度概要	認定品目数
北欧委員会 加盟国: ノルウェー デンマーク フィンランド アイスランド スウェーデン	Nordic Swan (ノルディックスワン) 	1989	<ul style="list-style-type: none"> <li>北欧委員会が導入した制度で、多国間の制度としては世界で初めて導入された。</li> <li>北欧エコラベル委員会(Nordic Ecolabelling Board)が運営し、各国担当組織がラベルを管理。</li> <li>商品のライフサイクルを通じた環境負荷を考慮し、クライテリア(基準)を満たす商品に対してラベルの使用を認める。現在63の商品類型に対してクライテリアが設定されている。</li> <li>ノルウェーの調査によると、北欧各国での認知度は94%と高い。</li> </ul> <small>(出典:ノルウェーエコラベルHP: <a href="http://www.nordic-ecolabel.org/">http://www.nordic-ecolabel.org/</a>、2011年6月現在)</small>	認定商品数:4,735 認定サービス数:366 ライセンス企業数: 1,288 <small>(出典:スウェーデンエコラベルHP:  <a href="http://www.svanen.se/en/">http://www.svanen.se/en/</a>、2011年6月現在)</small>
ニュー ジーランド	Environmental Choice New Zealand (環境チョイス) 	1990	<ul style="list-style-type: none"> <li>ニュージーランド政府により導入され、ニュージーランド環境ラベルトラスト(New Zealand Ecolabelling Trust)が運営。</li> <li>環境に関するクライテリア/規格(specification)を満たすものに対してラベルの使用を認めるもの。</li> <li>現在34の商品類型に対して規格が設定されている。</li> </ul> <small>(出典:環境チョイスHP: <a href="http://www.enviro-choice.org.nz/index.html">http://www.enviro-choice.org.nz/index.html</a>、2011年6月現在)</small>	認定商品・サービス: 約2,000 ライセンス企業数:60 <small>(出典:環境チョイスHP:  <a href="http://www.enviro-choice.org.nz/index.html">http://www.enviro-choice.org.nz/index.html</a>、2011年6月現在)</small>





## その他エコラベル2(タイ、中国)

国名	ラベル名・ラベル	開始年	制度概要	認定品目数
タイ	Thai Green Label (グリーンラベル)  	1994	<ul style="list-style-type: none"> <li>タイ環境研究所 (TEI) 及び工業省 (Ministry of Industry) により運営されている。</li> <li>商品のライフサイクルを通じた環境負荷の少ないもの、特に国家政策として重要視されている問題 (廃棄物削減や水資源の保全など) の解決に資するものを考慮し、クライテリア (基準) を満たす商品に対してラベルの使用を認める。</li> <li>食品、飲料、医薬品は対象商品から除かれている。</li> <li>現在48の商品類型に対してクライテリアが設定されている。</li> </ul> <p>(出典: グリーンラベルHP: <a href="http://www.tei.or.th/greenlabel/index.html">http://www.tei.or.th/greenlabel/index.html</a>、2011年6月現在)</p>	認定商品数: 461 ライセンス企業数: 66  (出典: グリーンラベルHP: <a href="http://www.tei.or.th/greenlabel/index.html">http://www.tei.or.th/greenlabel/index.html</a> 、2011年6月現在)
中国	Environmental Labeling Program in China (中国環境ラベリング制度・テンサークル)  	1994	<ul style="list-style-type: none"> <li>国の政策として導入。中国環境保護部の委託を受け、中国環境保護部環境認証センター (CEC) が運営。</li> <li>2001年ISO14024を取得後、GENに加盟。</li> <li>ライフサイクル全体を考慮し、クライテリアを満たす商品にラベルの使用を認める。商品類型は56となっている。</li> </ul> <p>(商品類型数2005年10月時点、出典: CECHP: <a href="http://www.sepacec.com/cecen/labelling/">http://www.sepacec.com/cecen/labelling/</a>、2011年6月現在)</p>	認定商品: 40,000以上 ライセンス企業数: のべ2,100社 (2010年12月時点)  (出典: (財) 日本環境協会エコマーク事務局2011年5月13日報道発表資料: <a href="http://www.ecomark.jp/pdf/release_11-002.pdf">http://www.ecomark.jp/pdf/release_11-002.pdf</a> )

# カーボン・オフセット

## 【カーボン・オフセット】

- 英国 Quality Assurance Scheme for Carbon Offsetting
- 英国 Guidance on carbon neutrality
- 英国 PAS2060
- ニュージーランド CarboNZero
- オーストラリア National Carbon Offset Standard (NCOS)
- 米国 Green-e Climate Program

## 【クレジット認証】


- Verified Carbon Standard (VCS)
- Gold Standard



# イギリス: Quality Assurance Scheme for Carbon Offsetting

## <経緯と概要>

- 2009年2月に、エネルギー・気候変動省(DECC)により消費者が信頼性の高いオフセット商品等を購入できるよう、品質保証スキームとして導入。
- 制度概要は以下の通り。

	Quality Assurance Scheme for Carbon Offsetting (Approval requirements and procedures for offset providers): QAS
開始年	2009年(基準の発行)
種類	第三者認証制度(制度事務局は政府より委託を受けたAEA Group plc. という民間会社)
対象活動	プロバイダーが提供するカーボン・オフセット商品等(個人の活動、事業者活動、イベントにおけるオフセット商品も含みうる)
排出量算定ルール	一定の方針と、排出係数を政府から提供。政府策定のAct on CO2(個人向け排出量算定ルール・計算ツール)の使用可。
削減努力	消費者に対する情報提供項目のひとつとして、排出削減の重要性を説明し、具体的な削減方法を提示することを義務付け。定量評価までは求めてない。
クレジット	・CER、ERU、EUA(フェーズII)のみ使用可能。(VERは今後検討)
ラベリング	 direct.gov.uk/offsetting



# イギリス: Guidance on carbon neutrality

## <経緯と概要>

- 2009年9月に、DECCがカーボン・ニュートラルに取り組む企業等が参照すべきガイドラインとして策定。
- ガイドライン概要は以下の通り。

	Guidance on carbon neutrality
開始年	2009年(指針の発表)
種類	指針
対象活動	カーボン・ニュートラルの取組 (事業活動、地方政府の活動、イベント、商品・サービス等、いずれも対象)
排出量算定 ルール	Guidance on carbon neutrality, the Government's 'Guidance on how to measure and report your greenhouse gas emissions', PAS2050, ISO14040, ISO14064, Act on CO2 calculator 等
削減努力	・活動例を提示 ・総量あるいは原単位における定量評価もオプションとして提示
クレジット	京都クレジットに加え、VERの使用も許容(VCS、Gold Standardに言及)
ラベリング	特に無し



# イギリス PAS2060

## <経緯と概要>

- 2010年4月、BSI(英国規格協会)は、カーボン・ニュートラルを実証の仕様となる「PAS2060」を発行。策定に際しては、DECCや英国最大手小売業チェーンのマーク&スペンサーや鉄道会社ユーロスター等の協力の下で実施。
- ガイドライン概要は以下の通り。



	PAS2060 :2010 Specification for the demonstration of carbon neutrality
開始年	2010(基準の発表)年
種類	基準。それに対する確認の種類は、以下3パターンを想定 a) 独立第三者機関による認証 b) 第三者による審査 c) 自己宣言
対象活動	カーボン・ニュートラルの取組 (事業活動、地方政府の活動、イベント、商品・サービス等、いずれも対象)
排出量算定ルール	ISO14064, WBCSD/WRI GHG Protocol, UK DEFRA/DECC Guidance, PAS2050等、複数のガイドラインから選択することを認める。
削減努力	・総量又は原単位における定量評価に基づく削減努力の証明が必要。
クレジット	CDM (CER), JI (ERU), EUA , Gold Standard,のクレジット , Voluntary Carbon Standardのクレジット
ラベリング	特に無し



## ニュージーランド: CarboNZero

### <経緯と概要>

- CarboNZeroプログラムは、2001年にニュージーランド政府の産官学研究機関である、Landcare Research New Zealand Limitedにより開始された。プログラムは、過去の温室効果ガス排出量のモニタリング、分析、削減対策等の知見に基づき策定されている。
- 制度概要は以下に示す通り。


	Carbon Zero Certification	CEMARS Certification (NZ以外の企業も対象)
開始年	2001年(制度の開始)	
種類	第三者認証制度 (制度事務局はLandcare Research New Zealand Limitedという国有会社)	
対象活動	個人の活動、事業者活動(商品、サービス)、イベントにおけるカーボン・マネジメント、またはカーボン・ニュートラルの取組み	事業者によるカーボン・マネジメント
排出量算定ルール	ISO14064に準拠。ガイドライン及び計算ツール(個人活動、小規模事業者、イベント)を政府から提供。	ISO14064-1に準拠。ガイドライン及び計算ツールを政府から提供。
削減努力	個人、事業者、イベントの対象ごとに具体的なオプションを提示。事業者は削減計画を策定。	環境(削減)計画の策定
クレジット	京都クレジットもVERも認めているが、プロジェクトごとに品質の審査を行う。	無し(主に、企業におけるカーボン・マネジメントのための制度)
ラベリング		



# オーストラリア : National Carbon Offset Standard (NCOS)

## <経緯と概要>

- 2010年7月、オーストラリア政府はボランタリーカーボン市場における統一的な基準と、消費者における信頼性の確保を目的としてNational Carbon Offset Standard (NCOS)を導入。NCOSは、組織や商品等のカーボンニュートラルを実施する際の算定、検証、オフセット方法に関する最低限の基準を示している。
- 制度概要は以下の通り。


	Australia's National Carbon Offset Standard (NCOS)
開始年	2010(基準の発表)年
種類	第三者認証制度 (制度事務局はLow Carbon Australiaという政府出資会社)
対象活動	カーボン・オフセット及びニュートラルの取組 (事業活動、地方政府の活動、イベント、商品・サービス等、いずれも対象)
排出量算定ルール	ISO 14064、ISO 14040、the GHG Protocol、および the National Greenhouse and Energy Reporting Act 2007等に言及。これら複数ガイドラインから選択可能。
削減努力	排出削減措置及び削減数量値を盛り込んだGHG管理計画の策定を義務付け。
クレジット	京都クレジットだけでなく、VERの使用も許容するが、VER制度として満たすべき基準を明示。
ラベリング	



# 米国: Green-e Climate Program

## <経緯と概要>

- Green-e Climateは、2008年にカリフォルニアの非営利団体であるCenter for Resource Solutions (CRS)により開始されたプログラムで、ボランティアオフセット市場におけるカーボンオフセットを目的とした認証プログラムである。
- 制度概要は以下の通り。

Green-e Climate Program	
開始年	2008年
種類	第三者認証制度 (制度事務局は、Center for Resource Solutionsという非営利団体)
対象活動	カーボンオフセットの取り組み(再生可能エネルギー認証制度であるGreen-e Energyプログラムと連携して実施)
排出量算定ルール	(個々の商品等の算定を認証するわけではないが、クレジットとともにカリキュレーターによって排出量情報を提供する場合)排出係数、活動量等算定方法について、米国環境庁等政府系組織、WRIのGHGProtocol等に言及
削減努力	—
クレジット	京都クレジットのほか、VER(VCS、GS、Green-e電力証書、CAR)の使用も許容するが、方法論を限定している。
ラベリング	



# Verified Carbon Standard (VCS)

## <経緯と概要>

- VER市場の統一ルール化を目指して、The Climate Group, the International Emissions Trading Association (IETA), the World Economic Forum 及び the World Business Council for Sustainable Development (WBCSD)によって設立。VER制度の草分け的存在となっており、2010年においてはVER市場において最も多い取引量となっている。
- CDM同様、第三者機関による審査を要求し、登録簿も整備している。基準は改定を重ね、2011年現在、「VCS Standard: VCS Version 3」版が最新となっている。また現在では、他制度(CDM等)で認められた方法論を使用するプロジェクトも対象となっている。

登録簿	登録プロジェクト件数 (2011.4.22現在)	VCU発行量 (2011.4.22現在)
VCS Registry System	592	53,297,370t-CO2

出典) <https://vcsprojectdatabase1.apx.com/myModule/rpt/myrpt.asp?r=210>

## <対象プロジェクト分野>

(CDM方法論や、Climate Action Reserve採用方法論含む)

エネルギー産業、輸送、需要	運輸(交通)	植林・再植林 他	メタン回収
製造業	鉱業・鉱物生産	LULUCF	硝酸削減
化学工業	燃料からの漏えい	畜産	コンポスト
建設	廃棄物	埋め立て処分場	畜産 他

# Gold Standard

## <経緯と概要>

- 約60のNGOの支援のもと、スイスにある事務局が運営している。
- Gold Standardでは、CDMやJIプロジェクトについて、持続可能な発展との観点を加えてさらに評価する仕組みのほか、それ以外のVERプロジェクトについて制度基準に基づいて評価する仕組みの双方がある。現在のところ、再生可能エネルギーや省エネに関する方法論を有し、持続可能な発展に資するかどうかを重要な点としている。
- 2003年の制度設立以来、VER含むカーボン・マーケットの市場の発展とともに制度文書の改訂が行われており、2009年7月に発行された「Gold Standard Requirements v2.1」が最新となっている。方法論も、現在分野拡大を検討中としている。Climate Action ReserveやVCSの登録簿にも関与しているAPX Inc.が運営する登録簿を有している。

登録簿	プロジェクト件数 (2011.4現在)	発行済VER量/ 年平均 (2011.4現在)
Gold Standard Registry for VERs	公開プロジェクト数: 283 内訳: クレジット発行済み: 44、登録: 42 有効化審査中: 26、公開: 171	4,190,162 tCO2e

出典) <http://goldstandard.apx.com/resources/AccessReports.asp>

## <対象プロジェクト分野>

供給側: 再生可能エネルギー		需要側: 省エネ技術	
太陽光	地熱	産業	農業
太陽熱	小規模、低インパクト水力	公共	運輸
バイオマス(エネルギー策物、農業系廃棄物、林業系廃棄物、農業残材)	バイオガス	商業	
	風力	住宅	